

学校いじめ防止基本方針

雫石町立雫石中学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめをいっそう複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、生徒の人権を守るため、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対にゆるさないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「虹のもと賢く・明るく・逞しく共に生きる生徒」を育てることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対策に取り組む。

2 いじめの定義 ※【法第2条】より

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学校や学年、学級が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

- (3) 各種ボランティア活動や職場体験学習など「体験活動」の価値づけを具体的に行い、相手を思いやる意識の醸成をはかる。
- (4) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (5) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) 家庭環境や障がいの有無など、人権にかかわる問題については、全職員が情報を共有し、注意深く対応していく。
- (7) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、定期的に「学校生活に関するアンケート」の調査を実施し、生徒の心身の状況を把握する。
- (8) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止のために生徒が主体的に行う生徒会活動への支援を行う。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 「復興教育」の教育的価値である「いきる」・「かかわる」・「そなえる」にかかわる学習を通して、自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他人に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめを正しく理解し、その問題解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成する言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート事業をとおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）

(1) 構 成 員

校長、副校長、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、当該生徒の学級担任
※必要に応じ、スクールカウンセラー等外部専門家を加える

(2) 取組内容

- ア いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- イ いじめにかかわる研修会の企画立案
- ウ 未然防止、早期発見の取組
- エ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- オ いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進
- カ 情報モラル教育の充実

(3) 開催時期

毎日の運営委員会で行う。いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 生徒の主体的な取組

- (1) 地域ボランティア活動への積極的な参加
- (2) 復興教育（いきる、かかわる、そなえる）のそれぞれの視点による生徒会や各委員会企画の取組

- (3) いじめ防止標語・ポスター等各種コンテストへの出品
- (4) 望ましい人間関係づくりを狙いとした生徒会行事や取組
- (5) 人権啓発、いじめ撲滅等各種イベントの参加

5 家庭・地域との連携

- (1) P T A活動への親子による参加を通し、地域・学校の一員としての自覚を高める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページに掲載するなどして広報活動に努める。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

【例】「いじめのサインに敏感に！」：元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気づいてもらうための内容など

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を職員会議等の中で必要に応じて設置し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもちろん、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) インターネット上のいじめが疑われる、またはいじめにつながるような不適切な書き込み等を発見するために、情報を収集する。
- (6) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、連携を深める。

2 学校生活に関するアンケート及び教育相談の実施

- (1) 生徒を対象とした学校生活アンケート調査を定期的実施（5月・9月・2月）
- (2) アンケート調査に基づく生徒への定期教育相談（6月・9月・2月）、その他随時
- (3) 保護者を対象としたアンケート調査を実施（12月）
- (4) いじめアンケートを、学校生活アンケートを実施しない月末に実施する。

3 相談窓口の紹介

相談についての対応については、細心の注意を払うこととする。いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- (1) 生徒及び保護者からの日常的ないじめ相談は全職員が対応
- (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用は、教育相談担当

- (3) 地域からの相談は副校長
- (4) インターネットを通じて行われるいじめ相談は警察署、及び学校
- (5) 町設置の相談窓口は「ふれあい電話雫石町」
- (6) 岩手県の相談窓口は「24時間いじめ相談電話」TEL：019-623-7830

いじめられている生徒が、いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこと。

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の安全を確保するとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめを発見したら、その場でいじめの行為をやめさせ、速やかに事実関係を明らかにする。いじめの情報をキャッチしたら、「いじめ防止対策委員会」を中心に、以下の流れで組織的に対応する。

(1) 情報の共有

速やかに学年の教師で共有するとともに、直ちに生徒指導主事、副校長、校長に報告する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」(緊急会議)の開催

ア 情報の収集と整理

イ 「指導レベル」を判断

A:当事者同士で解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル

B:教師が介入し、当事者への指導によって解決が図られると想定されるレベル

C:指導後も十分な配慮を要し、更に継続的な介入、指導が求められると想定されるレベル

D:行為が悪質であり、重大事態となり得るレベル

※レベルC、Dの事案については、速やかに町教委へ報告をする。

ウ 対応方針の確認、及び指示

(3) 事実確認

学年教師を中心に、聴き取りを行い、速やかに全容をまとめ、いじめ対策委員会へ報告する。

ア 被害者からの聞き取り ※被害生徒の立場に立って詳細を。

イ 周囲からの聞き取り ※事実を固める。

ウ 加害者からの聞き取り ※事実を丁寧に。自白の強要はしない。

(4) 「いじめ防止対策委員会」の開催

報告を受けて対策について協議し、被害生徒・保護者への対応、加害生徒等への指導方針を示す。
状況及び今後の対応については全職員で共通理解する。

(5) いじめへの対応、及び指導

ア 被害生徒・保護者への対応

事実を説明するとともに、今後の支援の内容等について説明する。

いじめをうけた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要と認められるときは、保護者と連絡を取りながら、一定期間、生徒を別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。場合によっては、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、いじめを受けた生徒の心のケアをする。

イ 加害生徒・保護者への指導

事実を確認するとともに、今後いじめを行った生徒が学校生活に適応していくための指導・支援の内容等について説明する。教育上必要があると認めるときは、町教委の助言を仰ぎながら、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき生徒に懲戒を加える。

ウ 集団への指導

- ・いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- ・学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり当該集団から根絶しようという態度を育てる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

エ その他

インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、被害の拡大を防ぐため、保護者と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。

(6) 「いじめ防止対策委員会」の開催

再発防止策をまとめ、全教職員に周知する。

(7) いじめの解消とは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。

いじめの解消とは少なくとも2つの要件が満たされている状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続している事が必要である。①いじめに係る行為が止んでいること。②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。ただし、状況に応じて、他の事情も勘案しながら慎重に判断する。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに町教委に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査、及び対応

学校が主体となる場合、町教委の指導・助言のもと、以下のとおり対応する。町教委等が調査の主体になる場合は指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の理解関係を有しない第三者の参加を得て、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を町教委に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法（基本は面談）により情報提供する。（個人情報に配慮）
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、PTA役員への報告、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

- ・ いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- ・ いじめの早期発見に関わる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる状況や取組について、理解と協力を得る。また、事案が発生した場合は当該家庭との連絡を密にとり、共通理解しながら対応を進める。